

防災行政無線ネットワークシステム  
一斉指令システム更新業務 仕様書

令和7年8月

島根県防災部消防総務課

第1条	目的	4
第2条	既存一斉指令システムの概要	4
第3条	業務期間	5
第4条	業務の範囲	5
第5条	実施方針	5
	1. 基本方針	5
	2. 業務に係る調整等	6
	3. セキュリティの確保	6
	4. 信頼性の確保	6
	5. 法令等の遵守	6
	6. 情報開示	6
	7. 運用保守への配慮	6
第6条	業務管理	6
第7条	防災行政ネットワークの概要・構成	7
	1. 概要	7
	2. 回線系統図	8
	3. 本業務と関連システム工事等の概要および範囲	8
	4. 関連システム工事等との責任分界点	9
第8条	業務内容	9
	1. 設計条件の確認、課題整理	9
	2. システム設計・開発	10
	3. 機器調達・据付	10
	5. 機器設定・調整	11
	6. 既設機器撤去・廃棄	11
	7. 試験（単体試験・総合試験）	11
	8. 操作説明会の開催	11
	9. 打合せ協議	12
第9条	機器要件	12
	1. 調達仕様	12
	（1）県庁設備	12
	（2）端末局設備	14
第10条	一斉指令システム機能要件	15
	1. 共通	15
	（1）既存システム運用の概要	15
	（2）更新後システム運用の概要	16
	（3）基本機能	17
	2. 一斉指令システム機能要件	17

(1) 気象一斉 .....	17
(2) 手動一斉 .....	17
(3) 履歴確認機能 .....	18
(4) 再送機能 .....	18
3. 音声一斉 .....	18
(1) 一斉機能 .....	18
(2) 一斉機能 (気象一斉時) .....	18
4. その他 .....	18
第 11 条 電源要件 .....	18
第 12 条 現地作業要件 .....	19
1. 一般事項 .....	19
第 13 条 障害対応要件 .....	19
第 14 条 セキュリティ要件 .....	20
第 15 条 リモート作業 .....	20
第 16 条 留意事項 .....	20
第 17 条 秘密保持 .....	20
第 18 条 成果品等 .....	21
1. システム構築に係る提出物 .....	21
2. 試験に係る提出物 .....	21
3. 各種マニュアル .....	21
4. その他 .....	21
第 19 条 その他 .....	21

## 第1条 目的

島根県（以下、「発注者」という。）では災害対策基本法、気象業務法及び地域防災計画等に基づき、国、県地方機関（災害対応拠点）、市町村、消防本部、その他防災関係機関へ気象に関する予報及び警報、その他関係機関からの防災情報及び行政情報（以下、「防災情報等」という。）を伝達する必要がある。

防災情報等の伝達は、防災行政無線ネットワークを使用し、一斉指令システムにより音声、FAX（スキャナ画像）またはファイルデータの形で同時に端末局へ通知等を行っている。

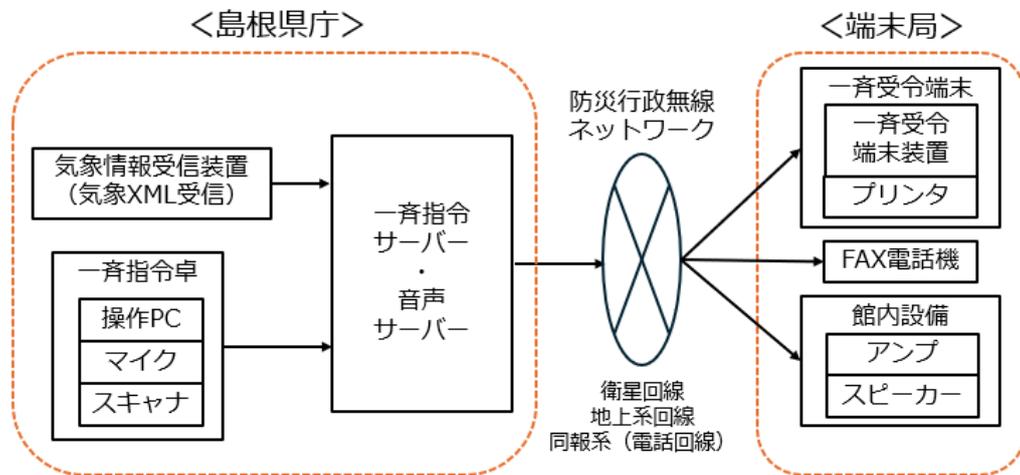
一斉指令システムは、運用開始から10年以上経過しており、部品調達が難しくなり、今後の運用が困難となる可能性がある。また、現在防災行政無線ネットワークの衛星系・端末系等の更新工事・業務（以下、「関連システム工事等」という。）を行っている。このため、一斉指令システムも同時期に更新し、防災行政無線ネットワークシステム全体の信頼性向上を図ることを目的とする。

## 第2条 既存一斉指令システムの概要

既存の一斉指令システムは、島根県庁設置の一斉指令卓（正・副卓）から、一斉指令サーバを介して、各端末局へ気象、音声、各種ファイルデータなどの防災情報等を、防災行政無線ネットワークまたは同報系（電話回線・順次同報FAX）を利用して一斉送信を行うシステムである。

一斉指令卓は、一斉指令の操作を行うために必要となる操作端末（アプリケーション類を含む）、放送設備（卓上マイク類）、書類取込設備（スキャナー）等の付帯設備から構成されている。

気象情報受信装置において松江地方気象台より受信した気象注意報警報等の気象電文は、速やかに一斉指令システムに受信（サーバー連携）し、送付対象局等のあらかじめ設定した情報をもとに、自動一斉（端末PCにポップアップ通知、一斉指令システム端末プリンタに自動印字、アナウンス音声の配信（スピーカー鳴動））を行っている。



<システム構成イメージ図>

### 第3条 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本業務に係る事業費の明許繰越の議決が得られた場合、かつ受注者が必要とする場合、令和9年3月末まで業務期間を延長できる。この場合、変更契約を締結するものとする。

### 第4条 業務の範囲

本業務は、システム稼働に必要な全ての業務を含み、システム調達費用や将来の運用保守に係る費用の低減に留意しつつ、品質確保を図るものとする。

#### 1. 調達範囲

一斉指令システム稼働に必要なシステム設計・開発、機器の調達・据付・調整、試験、既存一斉指令システム機器の撤去・廃棄、操作説明会の開催を行い、一斉指令システムを稼働・運用可能な状態にて発注者に引き渡すまでのすべてとする。

#### 2. 業務場所

県内一円。本業務で機器等の更新を行う箇所を別紙1-1に示す。

#### 3. 本業務に含まれる費用

本業務に含まれる費用は、一斉指令システム稼働に必要なシステム設計・開発、機器の調達・据付・調整、試験、既存一斉指令システム機器の撤去・廃棄、打合せ協議のすべてとする。

#### 4. その他

関係システム工事の受注者との調整・協議は、これらに係る一切の経費を本業務に含むものとし、その詳細は「第7条 4. 関連システム工事等との責任分界点」、「第8条 8. 打合せ協議」に記載する。

### 第5条 実施方針

本業務の実施に当たっては、確実かつ円滑に業務を推進する体制を整え、あらかじめ業務計画を作成し、発注者の了承を得たうえで、着実に実施すること。

本業務の実施に係る基本方針を示す。

#### 1. 基本方針

- ・本業務に必要なサーバ（アプリケーション含む）、操作端末類、ネットワーク機器の調達、据付、調整等を行い、本仕様書に定められた機能を発注者に提供すること。
- ・災害情報等には重要情報を含むため、高い機密性・セキュリティを確保すること。
- ・ネットワーク設定は、関連システム工事等にて設計等を行った資料および既存一斉指令システム設定資料を発注者より提供するものとする。ただし、本業務において課題・問題点が判明した場合は、知見・技術に基づき、改善提案等を行うこと。
- ・機器等の更新作業にあたっては、作業計画、スケジュール等において別途している

関連システム工事等との調整が必要となる。手戻りが生じないよう連携・協力し、適切にスケジュール管理を行うこと。また、各拠点の運用停止期間が最小限となるよう作業計画を立案し、実施すること。

- ・本業務で使用する LAN ケーブル (UTP ケーブル) については、配線ルートが判明しており、かつカテゴリ 5e 以上の場合は既設流用とする。また、防災交換機との通信ケーブル (2W 等) について、配線ルートが判明しており流用可能な場合は、既設流用とする。
- ・既設スピーカー、スピーカーケーブルは既設流用とする。
- ・保管する発注者のデータに対しては日本国の法令が適用されること。

## 2. 業務に係る調整等

本業務を円滑に実施するため、発注者及び関連システム工事等の受注者と連携して、情報の共有、必要事項の調整・決定、課題解決等の調整を行うこと。また、受注者は調整等に必要な資料の作成も行うこと。

調整等の打合せを行う場所は島根県庁を原則とし、発注者が準備を行う。

## 3. セキュリティの確保

本業務の特徴を踏まえ、業務遂行において想定される人的、物理的、技術的セキュリティリスクを洗い出し、その対策を講じること。

## 4. 信頼性の確保

信頼性を重視した設計・構築を行い、常時安定稼働が行える機器、構成、サービスとすること。

## 5. 法令等の遵守

関係法令等を遵守すること。

## 6. 情報開示

関係者との調整等のために必要な情報・資料を開示・提供すること。

発注者のデータを第三者に開示するときには、事前に発注者の承諾を得ること。

## 7. 運用保守への配慮

長期の運用保守に留意し、設計、機器調達、システム構築を行うこと。特に一斉指令システムの操作ソフトウェアは、視覚的に分かりやすい・直感的に操作が容易なものとする。

## 8. 拡張性の確保

汎用性の高いシステムを採用し、将来的な監視拠点、項目増減等の改造が容易に可能となるよう拡張性を確保すること。

## 第6条 業務管理

下記項目に留意の上、本委託業務を実施すること。

### 1. 業務計画

本委託業務開始時に必要な作業を明確化し、作業項目を体系的に整理して文書

化すること。また、本仕様書及び発注者より指示を受けた内容を反映した業務計画書を作成・提出し、発注者の承諾を得ること。

業務の進捗状況については、業務工程表を作成し、状況を定量的に把握できる形で発注者に報告すること。また、遅延時等においては理由等を明確にし、報告すること。また、業務内容等の変更があった場合についても、変更理由や影響範囲等を明確にし、文書により報告するとともに、業務計画書や関連する文書に変更を反映し、発注者に提出し承諾を受けること。

## 2. 業務管理

本業務を効率的に実施するため作業計画及び業務実施手順書等を作成し、効率的に実施すること。

## 3. 人員・体制

本業務の実施に必要なスキルを保持した人員を配置し、体制図を作成し、発注者に提出し承諾を受けること。

試験時等にトラブルが発生した場合、速やかに対応できるよう連絡体制（緊急時を含む）を確保すること。

## 4. 情報の共有化

本委託業務において作成・配布・保管等される情報については全て管理し、情報共有の仕組みを整備すること。また、報告会議を随時実施する等により、課題等の懸念事項・共有事項等の明確化を図ること。

なお、本委託業務において作成される書類や報告書は、発注者の依頼があった場合は、速やかに提示すること。特に関連システム工事等と調整が必要な内容については、変更があった都度一覧形式で報告すること。

## 5. リスク・課題対応

リスク・課題を適切に管理し、本委託業務の業務工程やコストに影響を与えない対応策を適時提示すること。

## 6. 機器調達

受注者は、機器の製造や調達を行う場合は、仕様・数量・諸元等を記載した書類を発注者に提出し承諾を受けること。

# 第7条 防災行政ネットワークの概要・構成

## 1. 概要

防災行政ネットワークは閉域の回線網であり、大きく分けて「衛星系」「地上系」「同報系」の3種類で構成されている。各系統の構成等の概要は以下のとおりである。

なお、本業務ではこれら回線を使用し一斉通知等が行えるものとし、気象情報等の自動一斉を行うものは、回線の使用順位を設定できるものとする。

回線系統	概要
地上系	無線回線（多重無線、25GHz 帯小電力データ通信システム※1、260MHz TDMA）、有線回線（光回線）※1、IP-VPN 回線※1

衛星系	(一財) 自治体衛星通信機構が運営管理する地域衛星通信ネットワーク
同報系	県庁における庁内交換機を経由した庁内内線 (FAX)、県庁以外の機関においては外線を用いた FAX

※1 関連システム工事等で整備を予定している。

## 2. 回線系統図

一斉指令システムを含む、防災行政無線ネットワークの系統図及び関連システム工事等による更新後の系統図案を別紙2に示す。なお、更新案は想定であり、各関連システム工事等の状況によっては変更となる可能性があることに留意すること。また、本業務で撤去する端末局の設備の撤去図を別紙3に示す。

- ・別紙2「一斉指令システム更新図」
- ・別紙3「一斉指令設備撤去図 (端末局)」

## 3. 本業務と関連システム工事等の概要および範囲

本業務と関連する工事等及び概要は以下のとおり。なお、関連システム工事等の範囲は別紙2「一斉指令システム更新図」を参考とすること。

### <関連システム工事等>

- ア 防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新 (端末局) 工事
- イ 防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新 (県庁局) 工事
  - ・地域衛星通信ネットワーク第3世代 (以下、「第3世代衛星 NW」という) への対応として各拠点の衛星通信設備を更新
  - ・第3世代化に合わせ、衛星通信設備の設置機関を見直し (一部廃止)
  - ・衛星系ネットワークは原則バックアップ回線として利用
  - ・地上系ネットワークとはネットワークを分離
- ウ 防災行政無線ネットワーク光回線整備工事
  - ・県庁～各合同・集合庁舎、土木事業所、防災航空管理所、消防学校、一部市町村まで有線系回線 (光回線) 新設
  - ・上記の光回線整備拠点～一部市町村等まで小容量データ通信システムにて無線回線を新設
- エ 防災行政無線ネットワーク IP ネットワーク (中継局) 再構築業務
  - ・中継局のネットワーク機器 (L3SW) について、更新、冗長化を行い、ネットワークの各種設定を見直す
- オ 防災行政無線ネットワーク防災交換機設備更新工事
  - ・(一財) 自治体衛星通信機構が運営する地域通信ネットワークの第3世代化に対

応するため、老朽化した防災交換機設備を更新

- ・県の合同庁舎や出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関へ PHS 電話機を配置

#### 4. 関連システム工事等との責任分界点

関連システム工事等との責任分界点は以下を基本とする。ただし、一部の端末局設備においては独自の機器構成となっている場合があるため、必要に応じて関連システム工事等の受注者と協議を行い、対応を行うこと。

##### < 県庁設備 >

- ・関連システム工事等にて更新を行っている端末系 L2SW のポートへの接続、防災交換機への接続、気象情報受信設備との接続までを本業務範囲とする。
- ・気象情報受信設備との接続においては、本業務で調達した L2SW に気象情報受信設備の LAN ケーブル (UTP ケーブル) を接続するとともに、一斉指令システムでデータ連携 (受信) 等の動作確認を行うこと。

##### < 端末局設備 >

- ・関連システム工事等にて更新を行っている端末系 L3SW のポートへの接続、防災交換機への接続までが本業務範囲とする。
- ・各端末局のスピーカー、スピーカーケーブルは既設流用とし、当該ケーブルを本業務で調達したアンプに接続すること。
- ・各端末局に設置している既設一斉指令システム設備は撤去とする。ただし、OA ラックは他システム等が使用している場合があるため、撤去の可否は発注者と協議を行うこと。

## 第8条 業務内容

本業務は、本仕様書に基づき、適切に履行すること。また、本仕様書に明示のない事項であっても、一斉指令システムの安定稼働のために必要な事項があれば、発注者と協議の上、対応を行うこと。

### 1. 設計条件の確認、課題整理

- ア. 受注者は防災行政ネットワークシステムの目的、既存設備の構成、設定情報及び現地設置場所について、十分に確認してから業務に従事すること。また、防災行政ネットワークシステムに接続される各システムの目的、概要等も把握すること。確認に必要な資料、情報等は必要に応じて発注者から貸与する。
- イ. 関連システム工事等の概要や資料を把握し、本業務実施に係る現地条件・スケジュール等を十分に確認すること。
- ウ. 調査により判明した現況及び更新におけるリスク・課題を整理し、明確化すること。
- エ. 本委託業務の対象となるネットワーク及びシステムの移行に伴う影響等を整理

し、明確化すること。

## 2. システム設計・開発

- ア. ネットワーク設計や既存システム及び関連システム工事等による更新後システムとの整合の確認を適切に行うこと。
- イ. 設計にあたっては、既存設定等を踏襲するのではなく、洗い出したリスク・課題等を踏まえ、改善策を講じること。その際、各システムへの影響を十分に検討・確認し、影響が生じる場合には早期に発注者及び関連システム工事等の受注者へ報告し、調整を行うこと。
- ウ. システム開発にあたっては、要件定義（デモ機や画面イメージなど用いて、発注者とシステムの主要な操作方法の説明・打合せ）を行い、必要に応じて画面レイアウト修正等の対応を行うこと。
- エ. 更新について、運用停止期間を最小限かつ円滑な移行が可能となるように、事前に移行計画を策定すること。
- オ. 接続する LAN ケーブルはカテゴリ5e 以上の UTP ケーブルを使用すること。
- カ. LAN ケーブルを新設する場合は、「島根県防災行政無線運用管理規程」のルールに従い色分けを行ものとし、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

## 3. 機器調達・据付

- ア. 本委託業務では調達・更新を行う機器は以下のとおり。
  - ・ 県庁に設置する一斉指令サーバ・音声サーバ、一斉指令卓（正、副）、ラックコンソール、FAX 通信部、ネットワーク機器（L2SW）及び付帯設備
  - ・ 端末局に設置するアンプ、IP デコーダ
- イ. 調達する機器は、現地設置条件及び本仕様書に基づき、汎用性の高い最適機種を選定すること。
- ウ. 機器構成は、既設システムの構成に捉われず、汎用化を図るとともに堅年で長時間の使用に耐える最適の構造及び性能を有すること。
- エ. 機器を据付、動作させるために必要となる金具、ケーブル等の材料についても本業務に含むものとする。
- オ. 本仕様書に基づき、一斉指令システムを構築・設定すること。構築にあたっては、疑似環境等で技術検証や試験を実施し、十分な動作確認を行うこと。また、想定される事項について対策を講じておくこと。
- カ. 納入した機器の保管場所、キッティング等に必要となる作業環境は受注者において確保すること。なお、保管時は品質管理を徹底し、受注者の責により機器の損傷や第三者の施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担にて早急に性能の回復・修理または代替品の手配を行うこと。
- キ. 機材には、装置名、定格、型名、機材の製造番号、製造年月、業務名等の銘板を貼付すること。
- ク. 作業後においては関連するシステム、無線設備、周辺設備に異常等が無い確認

を行うこと。

ケ. 各機器の据付は、地震等に備え、堅固に固定すること。

#### 4. 機器設定・調整

ア. 「3. 機器調達・据付」で調達・据え付けを行った機器について、設定・調整を実施すること。

イ. 作業は「2. システム設計」において策定した移行計画に基づき、運用停止期間に配慮し、適切に移行を行うこと。

ウ. 現地作業にあたっては、あらかじめ発注者及び関連システム工事受注者と導入スケジュール等の調整を図ること。

エ. 作業中は運用中の他システムに障害を与えないよう十分に注意すること。

#### 5. 既設機器撤去・廃棄

ア. 島根県庁に設置の既設一斉指令システム機器について、撤去を行うこと。

イ. 別紙 1-1 及び別紙 1-2 の端末局の既設一斉指令システム機器・配線類について撤去を行うこと。なお、一斉指令設備は、別紙 3 の撤去図を参考に撤去を行うこと。

ウ. 既設一斉指令システムの利用で壁面や床に開けた貫通穴・配線穴について、修復処置を講じること。

エ. 撤去品は全て解体とし、法令に基づき適正に処分すること。処分終了後は、最終処分完了を明記した書類を発注者に提出すること。

#### 6. 試験（単体試験・総合試験）

ア. 機器設定・調整後に単体試験を行い、問題が無い場合は接続される関連設備を含めた総合試験を行うこと。

イ. 総合試験では関連設備を含めた総合動作を検証すること。

ウ. 各種試験にあたっては、試験計画書や試験手順書を策定し、発注者の承諾を得た上で実施すること。

エ. 試験結果は、試験成績書を作成し、発注者へ提出すること。

オ. 試験に係る費用は本業務範囲に含むものとする。

カ. 試験の結果、不備等と認められた場合は、受注者の負担により対応を行うものとする。

#### 7. 操作説明会の開催

ア. 受注者は、本業務で構築した一斉システムの操作方法の説明会（以下「操作説明会」という。）を行うこと。操作説明会の参加者は、発注者と、発注者から防災行政無線ネットワークシステムの点検・運用監視業務を受注している業者の担当者とする。

イ. 操作説明会は、構築した一斉指令システムの概要説明とともに、一斉指令卓を用いた実機操作の説明を行うこと。

ウ. 説明にあたってはマニュアル（概要版、詳細版）を作成すること。

## 8. 打合せ協議

- ア. 業務全般にわたる計画書・報告書等を作成し、発注者との打合せを行うこと。
- イ. 打合せは、業務着手時1回、成果物納入時1回、要件定義（デモ機や画面イメージなど用いて、発注者とシステムの主要な操作方法の説明・打合せ）1回、関連システム工事等の受注者との打合せ1回の4回を想定している。

## 第9条 機器要件

### 1. 調達仕様

本業務で調達する機器は、長期間の運用が可能なものとし、以下の要件もしくは同等以上の機器とする。加えて、「第10条 一斉指令システム機能要件」の各種機能を運用するうえで必要となる性能を有するものとする。

#### (1) 県庁設備

##### 1) 一斉指令サーバ・音声サーバ

###### ア. 概要

一斉指令サーバは、一斉指令卓、FAX通信装置及び音声サーバと連携して一斉指令の制御を行う。また、音声サーバは、一斉指令サーバと連携し、音声一斉の制御（IP音声受信装置に対してIP音声の送信）を行う。

###### イ. 仕様

- ・基本アーキテクチャ IAサーバもしくはx86サーバ
- ・CPU Xeon Silverプロセッサか同等以上の性能
- ・OS Windows ServerもしくはLinux
- ・メインメモリ 32GB以上
- ・HDDもしくはSSD 600GB×3台以上
- ・RAID構成 RAID1+ホットスタンバイ構成か同等以上の冗長化構成
- ・LANインターフェース 1000BASE-T×2ポート以上
- ・形状 ラックマウント型
- ・電源条件 AC100V 電源二重化

###### ウ. ソフトウェア

- ・一斉指令システムを動作・運用するために必要なソフトウェアを導入すること

###### エ. ハードウェア及びソフトウェア サポート期間

- ・設置もしくは引き渡しから7年程度

###### オ. 設置場所及び台数

- ・県庁7F無線室内 2台（一斉指令サーバ 1台、音声サーバ 1台）  
オンプレミス型構成、既設19インチラックに構築するものとする。

###### カ. その他

発注時において、一斉指令サーバ・音声サーバの冗長化仕様は「ストレージ（RAID）」及び「電源（二重化）」とする。なお、サーバの調達前に、サーバの構

成・冗長化・調達方針について、信頼性、可用性及び費用面を含め発注者に提案・協議を行い、調達・構築を行うこと。冗長化仕様を変更する場合、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

## 2) ラックコンソール (KVM)

### ア. 概要

本装置は、既設 19 インチラックに設置し、一斉指令サーバや音声サーバの操作を行うためのディスプレイ、キーボード、マウスを集約した設備である。

### イ. 仕様

- ・切替入力数 4 以上
- ・表示部 液晶 17 型以上
- ・操作部 マウス、キーボード
- ・形状 EIA ラックマウント搭載型 (収納時 1U 程度)
- ・電源 AC100V 50/60Hz

### ウ. 設置場所及び台数

- ・県庁 7F 無線室内 1 台
- 既設 19 インチラックに構築するものとする。

## 3) 一斉指令卓 (操作端末、正卓・副卓)

### ア. 概要

本装置は、パソコンへインストールした専用のソフトウェア、もしくはブラウザを用いて、一斉指令操作 (手動配信) や配信設定の変更等を行うものとする。

本装置の調達仕様は、障害時の早期復旧、設置後の保守管理経費等を含めたライフサイクルコストの低減を図るため、発注時または納入時において市場で容易に入手できる既製品 (汎用コンピューター) の中から以下の要件を満足する機種を選定すること。

### イ. 仕様

- ・OS Windows 11 Pro 以上
- ・CPU Corei3 プロセッサか同等以上の性能を有すること
- ・メモリ 4GB 以上
- ・補助記憶装置 SSD 128GB 以上
- ・LAN 10Base-T/100Base-TX 1 ポート以上
- ・その他 キーボード、マウス等の付属品を含む

### ウ. ソフトウェア

- ・Chrome、Edge 等のブラウザや専用ソフトウェアを用いて、操作が快適に行えること。

### エ. 付帯設備

- ・マイク、スキャナ、プリンタ (以下設置場所に各 1 台)

### オ. 設置場所及び数量

- ・県庁 7F 無線室 1 式
- ・県庁 6F 監視室（防災部執務室内） 1 式

#### 4) L2SW

##### ア. 概要

本装置は、島根県庁における防災行政無線ネットワークに接続する機器を集約するものである。

##### イ. 仕様

- ・インターフェース 10/100/1000BASE-T×4 ポート以上
- ・電源 AC100V 50/60Hz

##### ウ. 設置場所及び台数

- ・県庁 7F 無線室 1 台
- ・県庁 6F 監視室（防災部執務室内） 1 台

#### 5) FAX 通信装置（FAX 通信部）

##### ア. 概要

本装置は、一斉指令サーバと連携し、一斉指令時の順次同報（電話回線を使用した FAX 送信）を行うものである。

##### イ. 仕様

- ・外部インターフェース 合計 30ch 以上（2 台以上の筐体で構成すること）
- ・電源 AC100V 50/60Hz

##### ウ. 設置場所及び台数

- ・県庁 7F 無線室 2 台（15ch/台の場合）

##### エ. その他

発注時において、15ch/台の機器を 2 台導入することとする。ただし、一斉指令時の順次同報が問題なく行え、かつ、機器設置スペースや費用面を考慮し、発注者との協議により異なる構成（例：8ch/台の機器を 4 台）の導入も可能とする。この場合、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

## (2) 端末局設備

### 1) IP 音声受信装置（音声一斉 IP デコーダ）

##### ア. 概要

本装置は、一斉指令システムより配信された音声を受信し、音声信号に変換・出力するものである。

##### イ. 仕様

- ・インターフェース 10BASE-T/100BASE-TX×1 回線
- ・符号化方式 G. 711 または PCM または Sub-band ADPCM 等
- ・電源 AC100V 50/60Hz

ウ. 設置場所及び台数

- ・設置場所 別紙 1-1 のとおり
- ・台数 別紙 1-2 のとおり

エ. その他

インターフェース及び符号化方式は、本システムの目的を達成できる場合において、発注者と協議により、他の仕様のものを採用できるものとする。

2) アンプ

ア. 概要

本装置は、一斉指令システムより配信され、IP 音声受信装置で変換された音声を、各端末局設置の館内スピーカーを鳴動させるために音量調整（増幅）を行うものである。

イ. 仕様

- ・定格出力 80W 程度
- ・出力負荷インピーダンス ハイインピーダンス
- ・電源 AC100V 50/60Hz

ウ. 設置場所及び台数

- ・設置場所 別紙 1-1 のとおり
- ・台数 別紙 1-2 のとおり

エ. 既設スピーカーとの接続等

既設スピーカーと接続・鳴動できること。既設スピーカーの仕様は以下のとおり。なお、スピーカーケーブルは原則、既設流用とする。

- ・定格入力 5W
- ・定格インピーダンス  $2k\Omega$  (5W) (ハイインピーダンス 100 系)

オ. その他

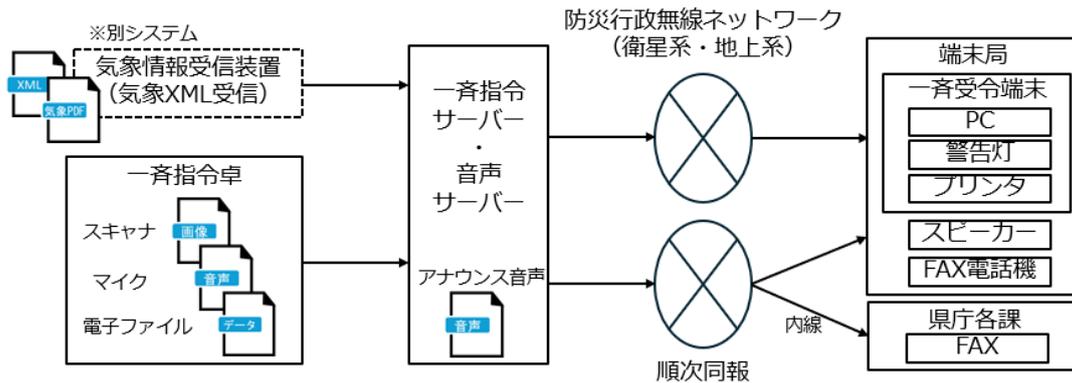
発注時において、アンプの出力は全台定格出力 80W 程度とする。ただし、一部の設置箇所において、スピーカー数が多数のため、この定格出力を超過する可能性がある。この場合、発注者・受注者協議のうえ、定格出力 100W 等の機器へ変更することとし、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

第 10 条 一斉指令システム機能要件

1. 共通

(1) 既存システム運用の概要

既存の一斉指令システムの概要イメージを以下に示す。既存システム運用は、主に「気象一斉」「手動一斉」の 2 パターンを運用している。

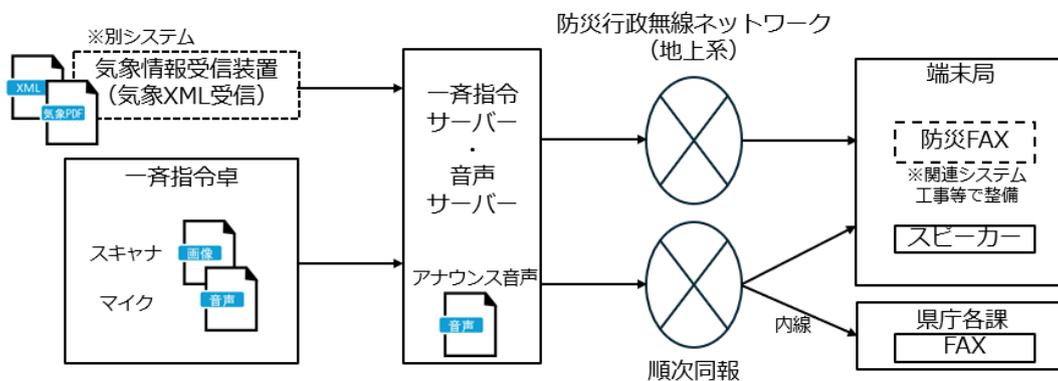


既存一斉指令システム システム概要

- ・気象一斉：気象情報受信装置（別システムで整備済み）により気象庁から受信した気象電文（XML、PDF）は、一斉指令システムに連携される。一斉指令サーバで、気象電文を解析し、予め設定した電文（資料（情報）名、データ種類コード、地域コード等）はアナウンス音声（保存データ）を付加し、防災行政無線及び順次同報を通じて端末局等に自動送信する。端末局では、スピーカーでアナウンス音声の放送を行い、一斉受令端末（PC、警告灯、プリンタ等）にポップアップ表示・自動印字等を行う。なお、順次同報の場合、FAX 電話機に印字を行う。
- ・手動一斉：一斉指令卓で、一斉指令サーバに保存されている気象電文、スキャナで取り込んだ画像データ、マイクで取り込んだ音声データ、任意の電子ファイルについて、一斉指令システムにて手動送信を行う。端末局では、受信した音声データをスピーカーで放送を行い、一斉受令端末にポップアップ表示を行うとともに、自動印字（送信時に印字する設定の場合）等を行う。なお、順次同報の場合、FAX 電話機に印字を行う。

(2) 更新後システム運用の概要

- ・更新後の一斉指令システムの概要イメージを以下に示す。



更新後一斉指令システム システム概要

- ・気象一斉：気象情報受信装置（別システムで整備済み）により、気象庁から受信し

た気象電文（XML、PDF）は、一斉指令システムに連携される。一斉指令サーバで、気象電文を解析し、予め設置した電文はアナウンス音声（保存データ）を付加し、防災行政無線及び順次同報を通じて端末局等に自動送信する。端末局では、スピーカーでアナウンス音声の放送を行うとともに、防災 FAX（関連システム工事等で整備予定、FAX 電話機、仕様：アナログ回線用、DP/PB 切替、A4 普通紙）に自動印字を行う。

- ・手動一斉：一斉指令卓で、一斉指令サーバに保存されている気象電文、スキャナで取り込んだ画像データ、マイクで取り込んだ音声データについて、一斉指令システムにて手動送信を行う。端末局では、受信した音声データをスピーカーで放送を行うとともに、防災 FAX に自動印字を行う。

### （3）基本機能

- ・一斉指令サーバから端末局へ防災情報等をマルチキャスト配信し、関連システム工事で整備した防災 FAX に印字できること。
- ・想定する配信先の端末局は別紙 1-1 のとおり。なお、将来の端末局の追加について、名称・IP アドレス・電話番号等を設定することで、容易に一斉指令システムに追加が可能なこと。また、将来の端末局の変更や削除についても、一斉指令システムの操作により可能なこと。
- ・順次同報 FAX はバックアップ回線として、防災行政無線ネットワークによる通信が不能な場合に使用するものとする。ただし、端末局の回線整備状況においては、主運用回線として運用も可能とすること。

## 2. 一斉指令システム機能要件

### （1）気象一斉

- ・既存気象受信設備（サーバー）と連携し、気象庁より受信した気象電文（XML、PDF 形式）を速やかに自動一斉送信（気象情報の一斉送信）が行えること。
- ・配信電文種別に、自動一斉送信の ON/OFF 設定、端末局配信先、配信方法（使用回線）の設定が可能なこと。
- ・気象電文（XML、PDF 形式）は、公告日時点において気象庁が HP 公開している最新のものに対応すること。なお、気象庁より概要が公表され、かつ業務期間中に更新が計画されている新電文（VPWW55～61 等）についても、本業務において対応すること。

### （2）手動一斉

- ・一斉指令卓のスキャナで取り込んだ画像データ、マイクで取り込んだ音声データ、一斉指令システムに保存している気象電文（XML、PDF 形式）について、手動で一斉送信が行えること。

- ・手動一斉時は、「画像データ+音声データ」「気象電文+音声データ」の組み合わせを選択し、送信ができること。
- ・取り込んだ画像データは、プレビューにより、一斉送信前に確認できること。

### (3) 履歴確認機能

- ・一斉指令の送信状況（接続確認、完了等）が、一斉指令卓のソフトウェア上でリアルタイム表示が可能なこと。
- ・一斉指令卓のソフトウェアにて、過去の一斉指令の送信状況一覧が表示・確認出来ること。また、過去の一斉指令について、受信状況（受信の良否）の表示・確認ができること。ただし、順次同報 FAX を主運用とする電文や端末局においては必ずしも上記を求めない。

### (4) 再送機能

- ・一斉指令が失敗した（送信または受信が不能であった）端末局について、自動的に再送が可能なこと。また、再送した局について、上記「(3) 履歴確認機能」における一斉状況・受令確認と同内容の確認が可能なこと。
- ・再送時に使用する回線（地上系、衛星系等）、再送実施回数が設定可能なこと。

## 3. 音声一斉

### (1) 一斉機能

- ・一斉指令サーバから端末局へ同時に、音声をマルチキャスト配信し、端末局の IP 音声受信装置で受信・変換し、スピーカの鳴動ができること。
- ・アンプにおいて、聞き取りやすい音量に調整可能なこと。

### (2) 一斉機能（気象一斉時）

- ・気象一斉（気象情報の自動配信）時には、アナウンス音声（あらかじめ保存したデータもしくは気象電文から自動生成）を付加して送信が可能なこと。

## 4. その他

上記以外の機能について、発注者のシステム運用が容易になるものについては、必要に応じて発注者へ提案すること。

## 第 11 条 電源要件

本業務で設置する機器は、防災情報を扱う重要設備であるため、機器の電源については以下要件を満たすこと。なお、機器選定・設置にあたっては設置場所の電源系統を十分に確認すること。

- (1) 無停電電源装置（AC100V）または直流電源装置（DC48V）の電源系統へ接続すること。

- (2) 非常用発電機系統の電源へ接続すること。
- (3) 電源冗長化を行う機器について、可能な場合はそれぞれ異なる電源系統への接続を行うこと。

## 第12条 現地作業要件

### 1. 一般事項

- ア. 現地作業にあたり受注者は、発注者の指示を受け、本仕様書ならびに発注者より明示された機能、性能及びその他の条件を十分に満足させること。
- イ. 現地作業にあたっては、現地設置条件を十分に確認すること。また、関連システム工事等と調整が必要な事項を、あらかじめ関連システム工事等の受注者と調整を行うこと。
- ウ. 構築に係る作業は契約金額の範囲内で完成させるものとする。契約締結後において、現地調査や設計の結果、機器等の増減により、設計内容の変更が必要な場合は発注者と協議を行うこと。
- エ. 受注者は、本仕様書に明記されていなくても、本業務を完成させるために当然必要となるケーブル・諸材料、設置機器等を用意すること。また、必要とされる経費は契約額に含めて、業務を完了させること。
- オ. 機器納入・設置・調整及びこれらに付随する作業は、機器の接続ならびに電源供給に必要なケーブルを含み、全て受注者の負担とする。また、ケーブルは名札等を取付けることにより配線の接続先、系統別に明瞭となるように配慮すること。
- カ. 受注者は、機器納入工程及び機器等の設置・調整等について、発注者及び設置場所管理者と早期にかつ十分に調整を図ること。
- キ. 機器等の納入・据付・調整については、発注者及び設置場所の管理者の日常業務に支障のないよう計画的に行うこと。
- ク. 各設置場所で配線作業を行う場合は、他システムの既設配線が多く存在するため、断線や離線等による損害を与えないよう注意して施工すること。

## 第13条 障害対応要件

契約期間中に生じた障害対応について、以下のとおり対応すること。

- ア. 障害対応マニュアルを作成の上、障害発生の際には、マニュアルに基づき対応すること。
- イ. サーバ及びネットワークに障害が発生した場合には、速やかに技術者を派遣し、復旧すること。
- ウ. 障害が発生した場合は、初期対応を適切に行うこと。併せて、関係者へ連絡調整を行うとともに、障害箇所の特定、進捗管理を行い、同様な障害が再発しないよう対応すること。
- エ. 関連システム工事等と不具合事象の責任所在が明確となっていない場合におい

ても、問題が完全に解決するまでの間、主体的に原因究明を行うなど、速やかな復旧が可能となるよう責任を持って対処すること。

オ. 対応した際は、原因、対策等を報告書として速やかに作成し、提出すること。  
また、内容について、対応マニュアルに反映させるとともに、関係者に対しても障害が発生した経緯及び今後の対応について説明を行うこと。

#### 第14条 セキュリティ要件

島根県情報セキュリティポリシーに準じ、受注者は業務履行にあたり遵守すべき必要な対策について、具体的な手順を定めた各種計画書を策定し、提出すること。

やむを得ずデータを外部に持ち出す場合、その手順等を発注者と協議して定めること。  
特に以下の事項については、留意すること。

ア. ネットワーク保護

- ・最新のセキュリティ情報を入手の上、必要な予防措置を講じ、不正アクセス、ウイルス対策を行うこと。

イ. 契約終了時のデータの取り扱い

- ・契約終了時のデータの取り扱いについては、島根県情報セキュリティポリシー、及び、ディスク処分の基本方針の規定に従うこと。また、保守等で交換した電子的記録機器も同様の取り扱いを行うこと。

#### 第15条 リモート作業

リモート作業（インターネット回線等の外部ネットワークを経由して、防災行政無線ネットワーク内のシステムへ接続し、設定等の作業を行うこと）は原則認めない。

#### 第16条 留意事項

ア. 不測の事態に備えて、検証や対策のための環境や体制が整っていること。

イ. 運用実績が無いもしくは数年程度の実績が少ないシステムを導入する場合、運用を確実にするため、業務期間内に事前検証作業を発注者が指示する場合がある。この場合、本番と同等の環境を用意し、発注者は運用等に問題がないか確認を行う。

#### 第17条 秘密保持

ア. 受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本業務を履行するうえで知り得た発注者の情報を第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

イ. やむを得ず上記の情報、データを外部に持ち出す場合や第三者に開示することが必要となる場合は、事前に発注者と協議のうえ、承諾を得ること。

## 第 18 条 成果品等

本業務に係る成果品等を納入すること。納入は電子媒体（CD-R または DVD-R）2 部、紙媒体 2 部とし、納入期限及び場所は発注者の指示に従うこと。

成果品等を構成する資料等は以下を基本とする。

1. システム構築に係る提出物
  - ・業務計画書
  - ・システム設計書（各種検討資料含む）
  - ・納入機器仕様書（取り扱い説明書含む）
  - ・全体物理構成図、全体論理構成図
  - ・拠点物理構成図、拠点論理構成図
  - ・平面図
  - ・配線系統図
  - ・実装図
  - ・設定情報
  - ・作業記録（写真含む）
2. 試験に係る提出物
  - ・試験計画書
  - ・試験成績書（実施報告書）
3. 各種マニュアル
  - ・操作マニュアル（県庁局：詳細版、概要版）
  - ・操作マニュアル（端末局）
4. その他
  - ・進捗管理表
  - ・課題整理一覧表
  - ・協議録
  - ・発注者が必要とする書類（発注者と協議して確定すること）

## 第 19 条 その他

本業務を実施する上で必要な要件で、本仕様書に記述されていないものについては、契約後に発注者と協議・確認を行うこととする。

本仕様書に記載のない事項または記載事項について、疑義を生じた場合は、受注者は誠意をもって発注者と協議するものとする。

## ・防災行政無線ネットワークシステム一斉指令システム更新業務 業務場所

図面No.	区分(機関)	整備区分(更新内容)	機関名	住所
1	県庁局	<県庁設備>	島根県庁	松江市殿町1番地
2	端末局(地区災 対)	<区分1:更新> ①既設一斉設備撤去 (スピーカー、配線類 を除く) ②アンプ、IPデコー ダー取替	松江合同庁舎	松江市東津田町1741-1
3			雲南合同庁舎	雲南市木次町里方531-1
4			出雲合同庁舎	出雲市大津町1139
5			川本合同庁舎	邑智郡川本町川本279
6			大田集合庁舎	大田市大田町大田イ1番3
7			浜田合同庁舎	浜田市片庭町254
8			益田合同庁舎	益田市昭和町13-1
9			隠岐合同庁舎	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口口241
10			端末局(単独事 務所)	
11	仁多郡奥出雲町三成555-4			
12	津和野土木事業所	鹿足郡津和野町町田イ244-2		
13	島前集合庁舎	隠岐郡西ノ島町別府宇飯田56-17		
14	消防学校	松江市乃木福富町735-157		
15	防災航空管理所	出雲市斐川町沖洲2677番地		
16	出雲空港管理事務所	出雲市斐川町沖洲2633-1		
17	出雲保健所	出雲市塩冶町223の1		
18	県漁業無線指導所	浜田市港町138-2		
19	浜田港湾振興センター	浜田市熱田町2135-2		
20	石見空港管理所	益田市内田町イ695-2		
21	隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12		
22	端末局(ダム管 理所)		布部ダム	安来市広瀬町布部2845-18
23			山佐ダム	安来市広瀬町上山佐3036-11
24			三瓶ダム	大田市三瓶町野城イ849-24
25			波積ダム	江津市波積町本郷669-1
26			八戸ダム	江津市桜江町八戸1661-9
27			第二浜田ダム	浜田市河内町3194-1
28			大長見ダム	浜田市長見町934-14
29			御部ダム	浜田市三隅町黒沢2368-6
30			益田川ダム	益田市久々茂町イ1352-1
31			銚子ダム	隠岐郡隠岐の島町原田985-8
32	端末局(市町 村)		松江市役所	松江市木次町86番地
33			浜田市役所	浜田市殿町1番地
34			出雲市役所	出雲市今市町70番地
35			益田市役所	益田市常盤町1番地1
36			大田市役所	大田市大田町大田口1111番地
37			安来市役所	安来市安来町878番地2
38			江津市役所	江津市江津町1525
39			雲南市役所	雲南市木次町里方521番地1
40			奥出雲町役場仁多庁舎	仁多郡奥出雲町三成358番地1
41			飯南町役場	飯石郡飯南町下赤名890番地
42			川本町役場	邑智郡川本町川本271番地3
43			美郷町役場	邑智郡美郷町粕淵168番地
44			邑南町役場	邑智郡邑南町矢上6000番地
45			津和野町役場	鹿足郡津和野町日原54番地25
46			吉賀町役場	鹿足郡吉賀町六日町750番地
47			海士町役場	隠岐郡海士町海士1490番地
48			西ノ島町役場	隠岐郡西ノ島町浦郷534番地
49			知夫村役場	隠岐郡知夫村1065番地
50	隠岐の島町役場	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2		
51	端末局(消防)		松江市消防本部	松江市学園南1丁目17番3号
52			安来市消防本部	安来市飯島町711番地1
53			雲南消防本部	雲南市木次町里方1100番地1
54			出雲市消防本部	出雲市渡橋町253番地1
55			大田市消防本部	大田市大田町イ421番地1
56			浜田市消防本部	浜田市原井町908番11
57			江津邑智消防組合消防本部	江津市渡津町961番地19
58			益田地区広域市町村圏事務組合消防本部	益田市あけぼの東町8番地6
59			隠岐広域連合消防本部	隠岐郡隠岐の島町平440番地1

60	(撤去局)	<区分2：撤去>	保健環境科学研究所	松江市西浜佐陀町582-1
61		①既設一斉設備撤去	松江家畜保健衛生所	松江市東出雲町錦浜474-2
62		(スピーカー、配線類	企業局東部事務所	安来市上坂田町545-1
63		を含むすべて)	宍道湖東部浄化センター	松江市竹矢町1444
64			緑化センター	松江市宍道町佐々布3575
65			中山間地域研究センター	飯南町上来島1207
66			企業局三成ダム操作所	奥出雲町三成1393-2
67			企業局三代浄水場	雲南市加茂町三代96-2
68			家畜病性鑑定室	出雲市神西沖町918-4
69			県立中央病院	出雲市姫原4-1-1
70			県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4
71			農業技術センター	出雲市芦渡町2440
72			畜産技術センター	出雲市古志町3775
73			宍道湖西部浄化センター	出雲市大社町中荒木2391
74			あすてらす(西部県民センター県央事務所)	大田市大田町大田イ236-4
75			水産技術センター	浜田市瀬戸ヶ島町25-1
76			企業局西部事務所	江津市松川町上河戸703
77			企業局木都賀ダム操作所	浜田市弥栄町木都賀イ1984-5
78			山陰中央テレビジョン放送	松江市向島町140-1
79			日本海テレビジョン放送	松江市袖師町2-38
80			山陰放送	鳥取県米子市西福原1-1-71
81	国機関	<区分3：防災FAXのみ>	松江地方気象台	松江市西津田7丁目1番11号
82		①一斉指令疎通試験	第八管区海上保安本部境海上保安部	鳥取県境港市境港市昭和9
83		(別に整備する防災	第八管区海上保安本部美保航空基地	鳥取県境港市境港市佐斐神町2064番地
84		FAX)	第八管区海上保安本部浜田海上保安部	浜田市長浜町1785-16
85			航空自衛隊美保基地	鳥取県境港市境港市小篠津町2258
86			陸上自衛隊出雲駐屯地	出雲市松寄下町1142-1



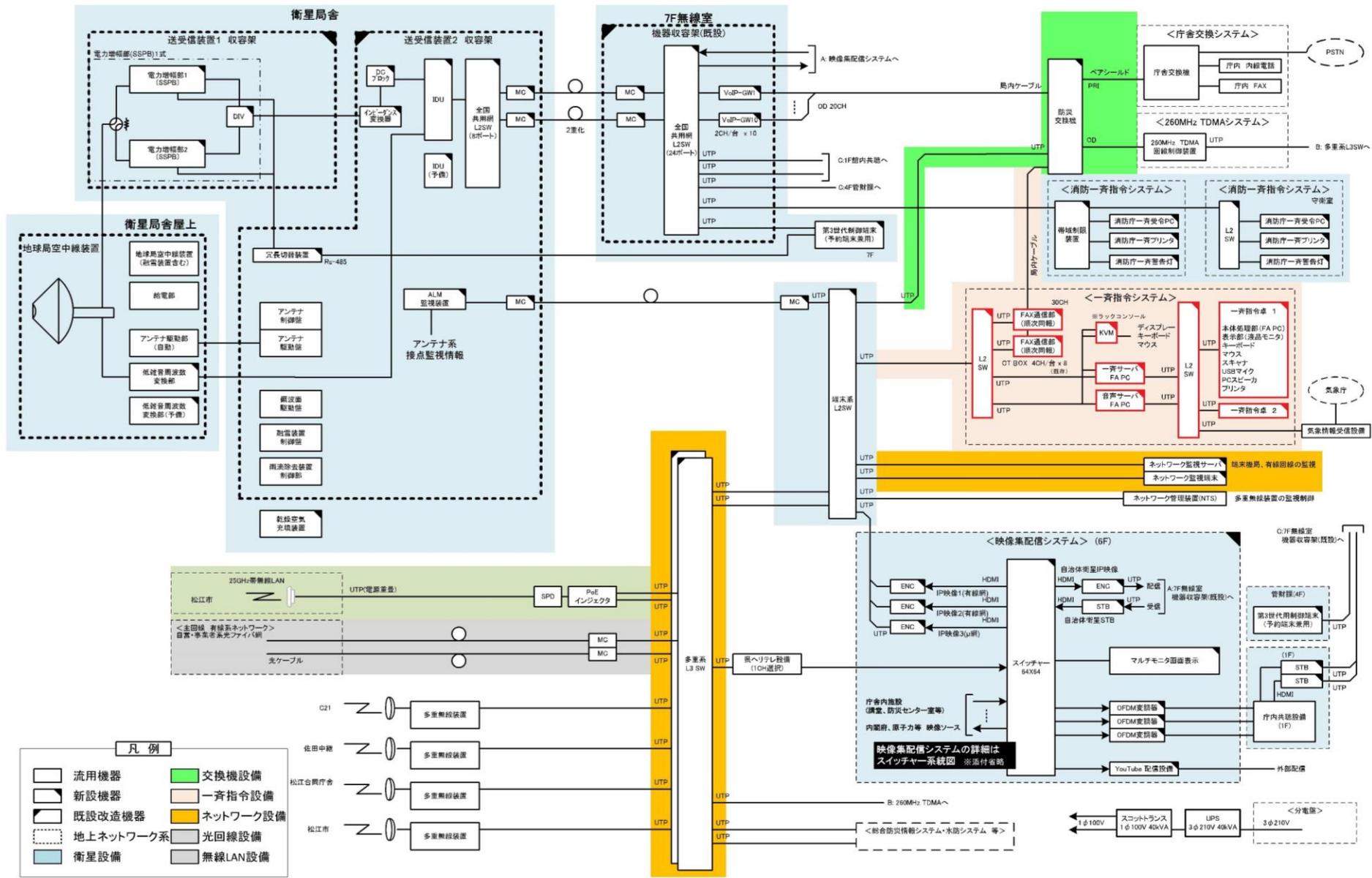
(別紙1-2) 数量一覧

内容等	項目	備考	単位	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86		
				更新	更新	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去
据付・調整 (労務)	サーバ据付・調整	一斉サーバ・音声サーバ	台																																
	ラックコンソール据付・調整	ラックコンソール (KVM)	台																																
	L2SW据付・調整		台																																
	一斉指令卓据付・調整	本体・プリンタ・マイク・スキャナ 他	式																																
	FAX通信部据付・調整	順次同報、15ch/2台	台																																
	IPデコーダ据付・調整		台	1	1	1																													
	アンプ据付・調整		個	1	1	1																													
	壁掛スピーカ調整	既設流用、調整のみ	個	3	2																														
天井埋込スピーカ調整	既設流用、調整のみ	個	2	3	4																														
撤去 (機器)	サーバ撤去	一斉サーバ・音声サーバ	台																																
	KVM撤去	ラックコンソール	台																																
	L2SW撤去		台																																
	一斉指令卓撤去	本体・プリンタ・マイク・スキャナ 他	式																																
	FAX通信部撤去	順次同報	台																																
	IPデコーダ撤去		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	アンプ撤去		個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	壁掛スピーカ撤去	撤去局のみ	個														1																		
	天井埋込スピーカ撤去	撤去局のみ	個				2	1	2	1	1	3	1	2	1	2	1	1	1	2	1	2	1	2	3	1									
	一斉受令端末撤去		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
プリンタ撤去		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
HUB撤去		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
警告灯撤去		個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
撤去 (労務)	LANケーブル1撤去	UTP-Cat5e	m	15	19	19	110	20	16	20	64	40	32	30	74			60	30	82	16	34	30	14	150	60	166								
	通信ケーブル1撤去	ICT-SB0. 5-10P or ICT-SB0. 5-20P	m	15	19	19	55	20	8	10	32	20	16	15	37	165	76	30	15	41	8	17	15	7	75	30	83								
	通信ケーブル2撤去	ICT-SB0. 4-10P	m				55		8	28	32	20		18	31	200	140		5	15	25	30	14	29											
	通信ケーブル3撤去	L-8SMR15	m													165	152																		
	通信ケーブル4撤去	ET10. 5-2P	m				55		8	10	32	20	16	15	37	165	76	30	15	41	8	17	15	7	75	30	83								
	警報ケーブル1撤去	EM-FA0. 9-2C	m				60	30	22	8	27	122	18	40	34	294	76	35	10	39	10	32	50	9											
	電源ケーブル1撤去	EM-CE5. 5sq-3C	m	15	28	24		22	16	20	64	40	32	30	74				60	30	82	16	34	30	14		60								
	電源ケーブル2撤去	EM-CE3. 5sq-3C	m																																
	電源ケーブル3撤去	EM-CESsq-3C	m				110										152																		
	電源ケーブル4撤去	CV-S-8sq-3C	m																																
電源ケーブル5撤去	EM-CE14sq-4C	m														165																			

関連システム工事等で  
設置する防災FAXとの  
疎通試験のみ  
なお、疎通試験の費用  
は総合試験に含む

一斉指令システム  
既設機器なし

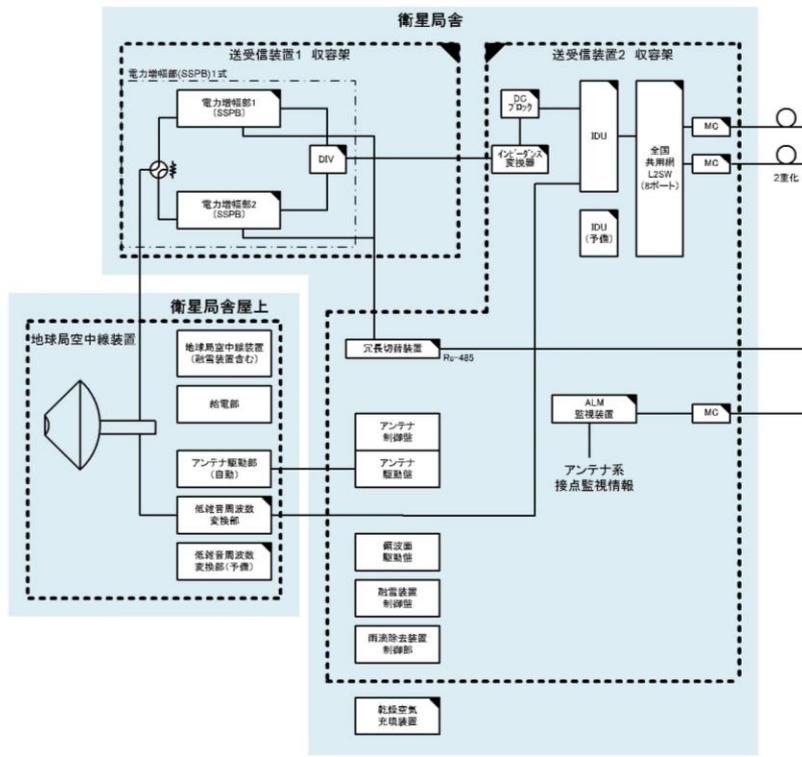
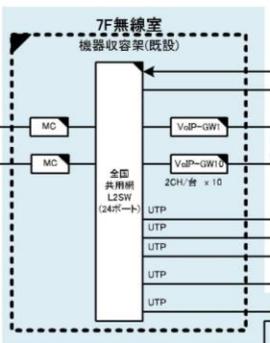
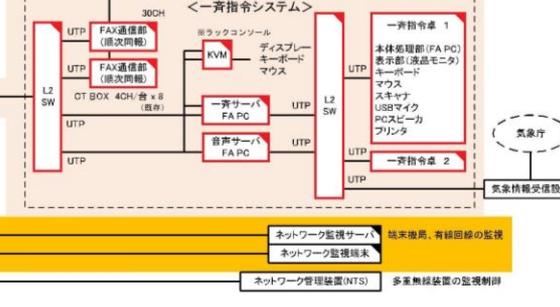
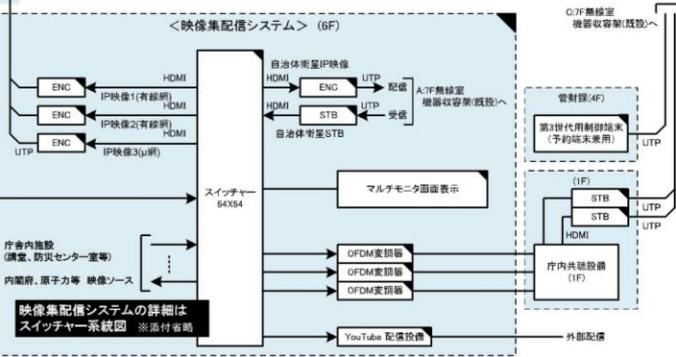
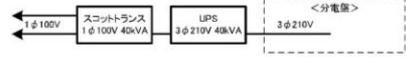
# 一斉指令システム更新図



- 凡例**
- 流用機器
  - 新設機器
  - 既設改造機器
  - 地上ネットワーク系
  - 衛星設備
  - 交換機設備
  - 一斉指令設備
  - ネットワーク設備
  - 光回線設備
  - 無線LAN設備

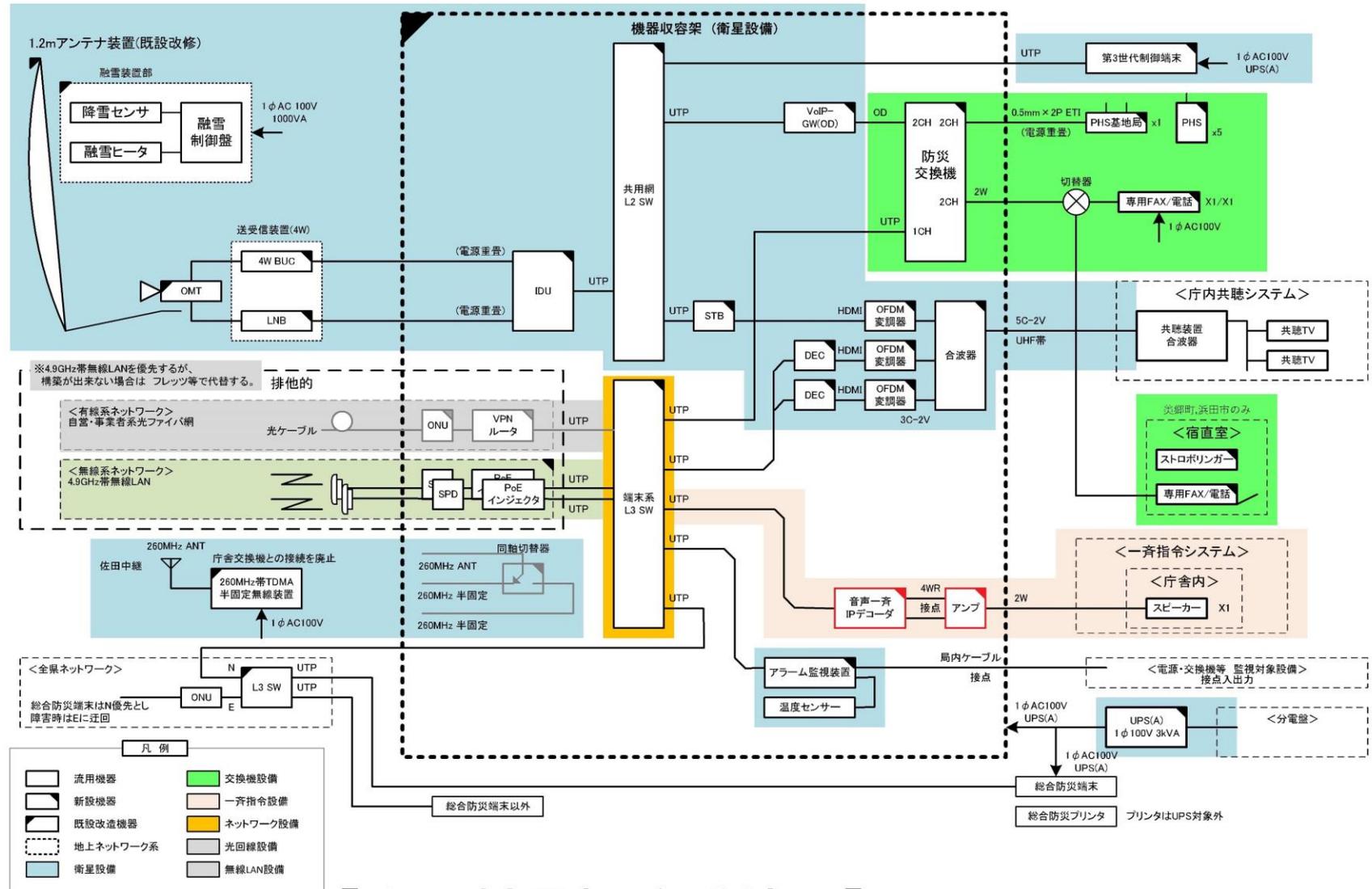
**本業務で更新**

## 【県庁統制局 概略系統図】



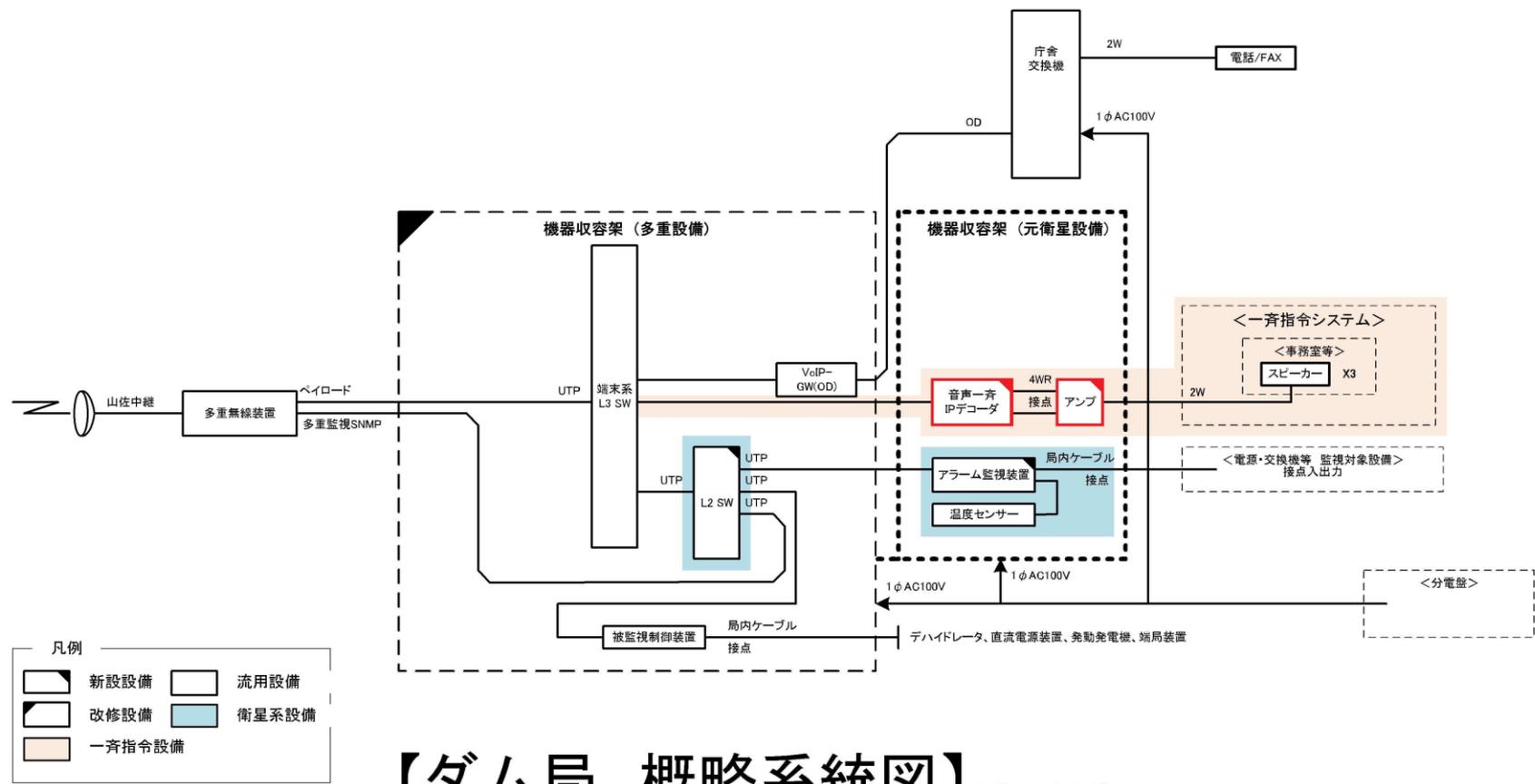


一斉指令システム更新図



 本業務で更新

【市町村局概略系統図】(標準図 出雲市役所)



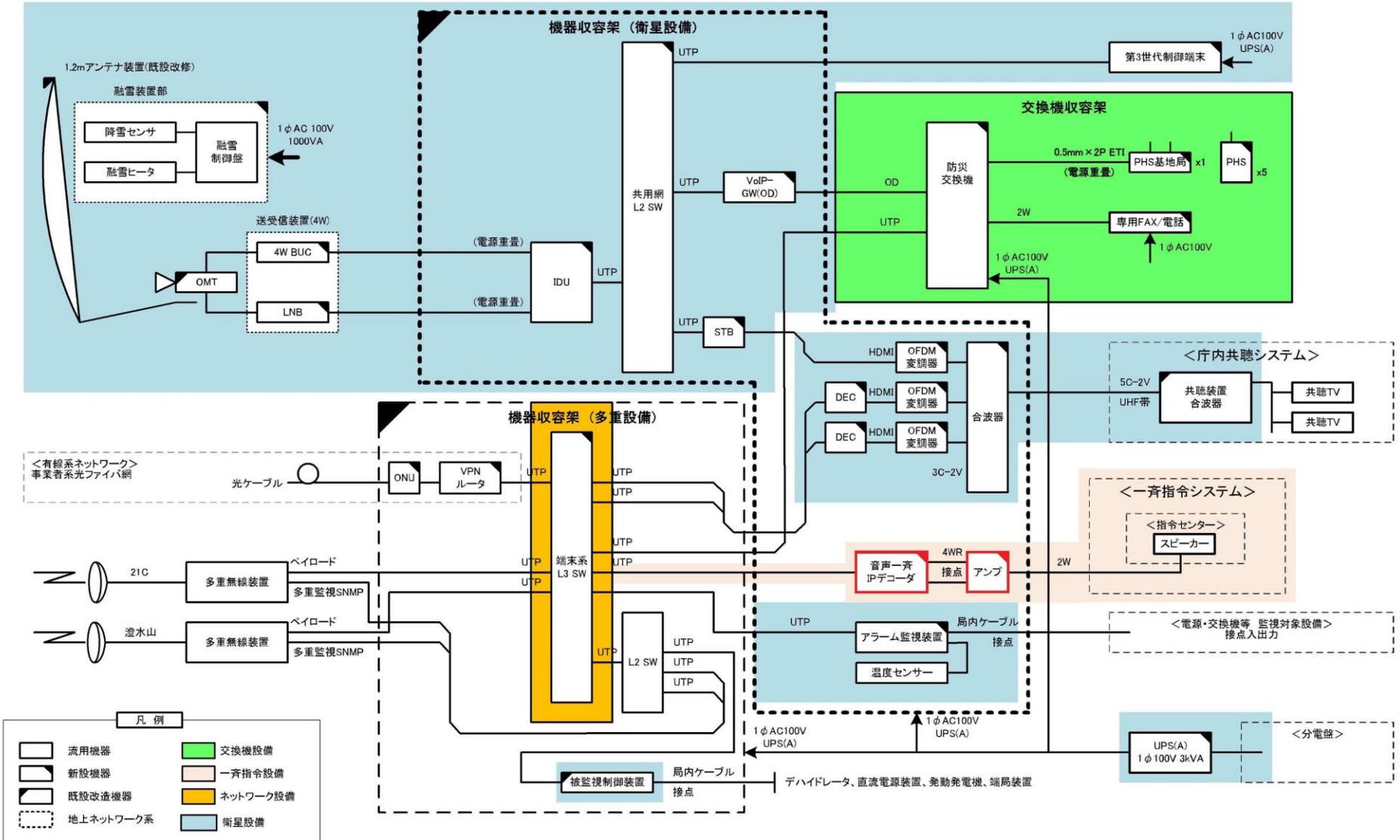
凡例

	新設設備		流用設備
	改修設備		衛星系設備
	一斉指令設備		

本業務で更新

【ダム局 概略系統図】(標準図 布部ダム局)

一斉指令システム更新図



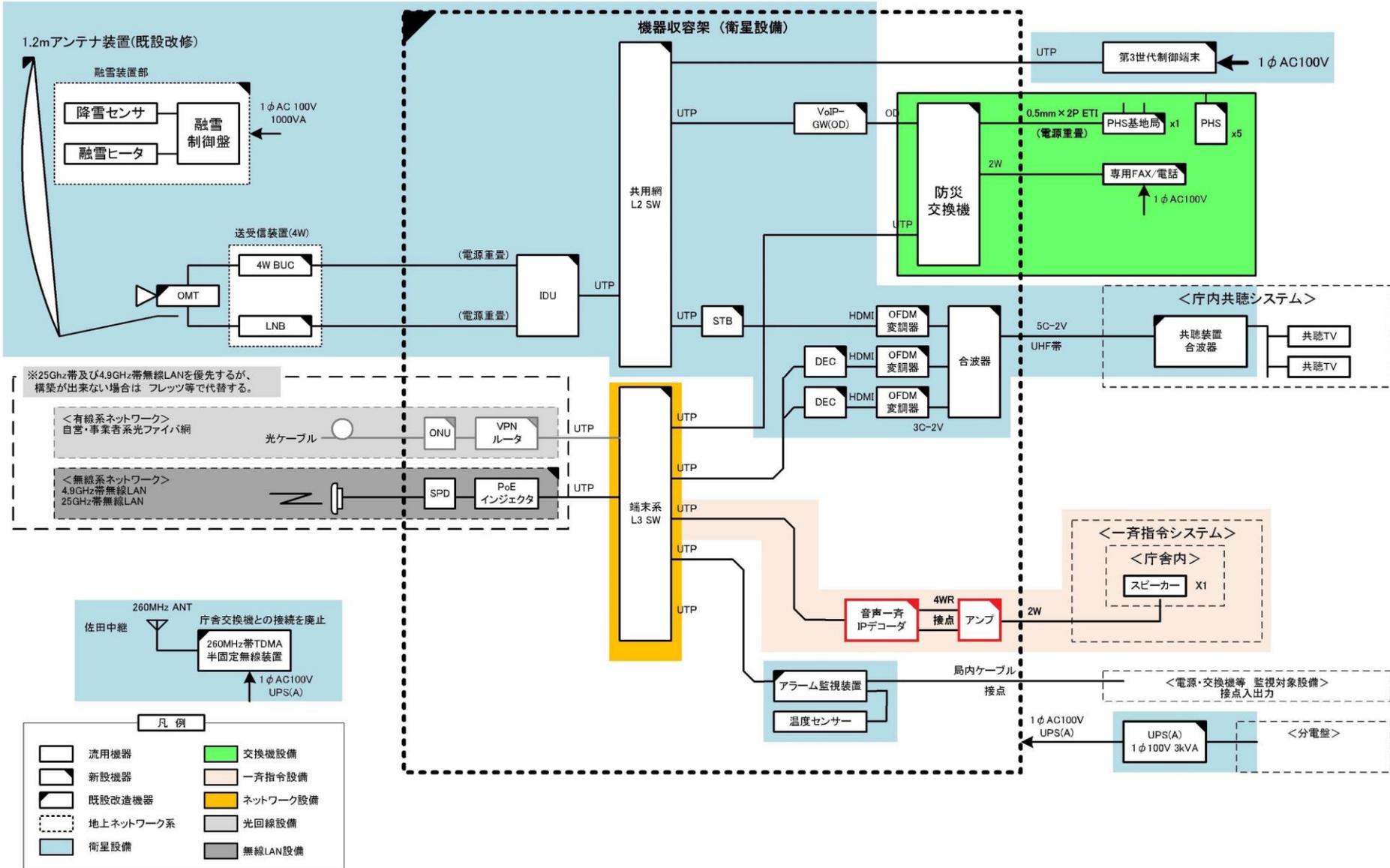
凡例

	流用機器		交換機設備
	新設機器		一斉指令設備
	既設改造機器		ネットワーク設備
	地上ネットワーク系		衛星設備

本業務で更新

【消防本部局 概略系統図】(標準図 松江市消防本部)

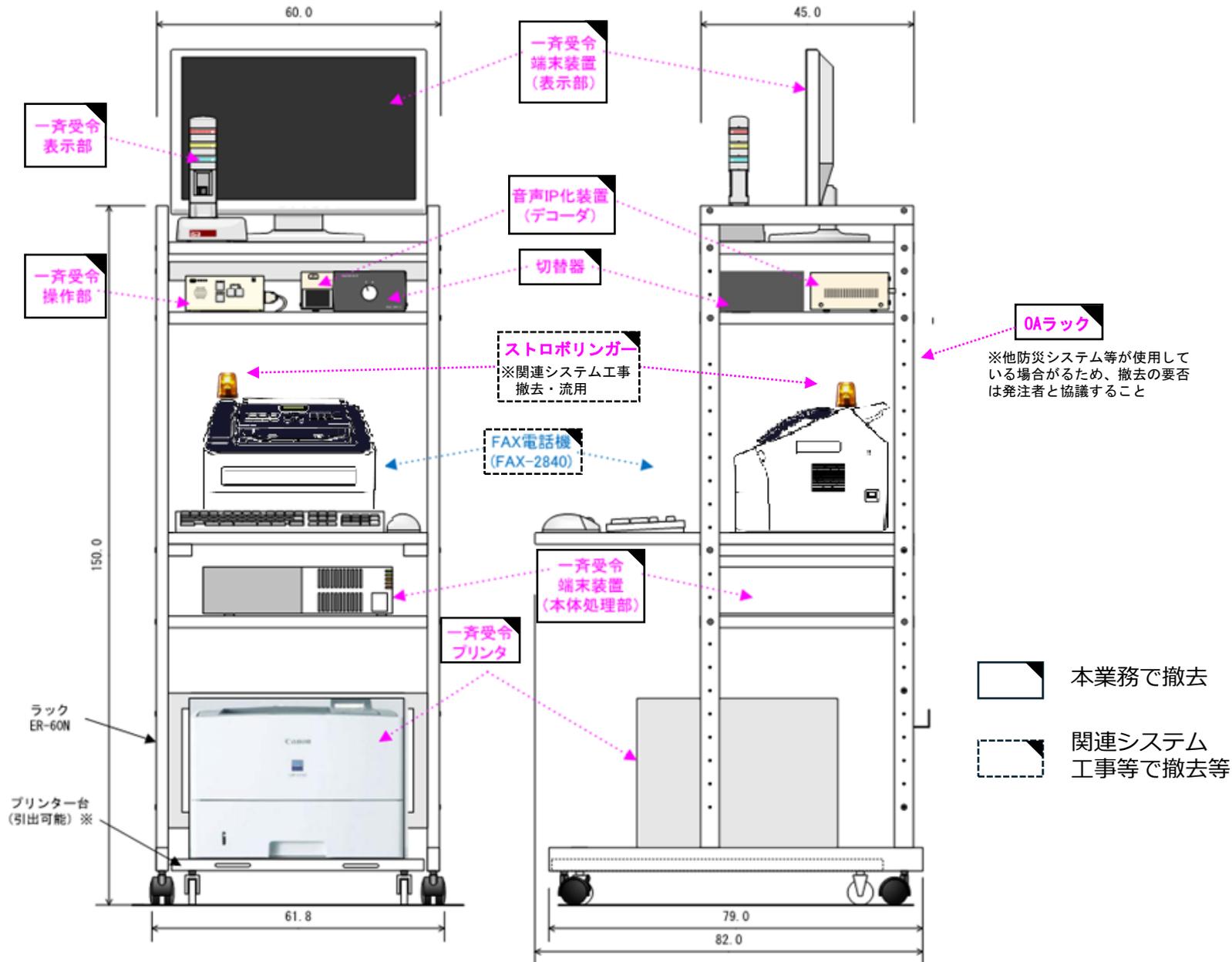
一斉指令システム更新図



 本業務で更新

【県出先機関(災対)概略系統図】

# 一斉指令設備撤去図 (端末局)



※代表的な構成であり、各端末局で構成等が異なる場合あり